

第15回 定時株主総会 招集ご通知

証券コード: 3558
2025年5月14日
(電子提供措置開始日) 2025年5月8日
東京都渋谷区元代々木町30番13号 ONEST元代々木スクエア7階
ジェイドグループ株式会社 代表取締役 田中裕輔

議決権行使のお願い 議決権行使期限 2025年5月28日(水曜日) 午後7時00分

当社では、より多くの株主様に議決権行使を通して株主総会へご参加いただき、決議にご意思を反映していただきたいと考えております。
株主総会当日にご出席されない株主様におかれましては、期限までに郵送またはインターネットによる議決権行使を通じて株主総会にご参加くださいますようお願い申し上げます。



ご郵送またはインターネットにより議決権行使をしていただいた株主様のうち
100名様に抽選で、薄謝としてQUOカード500円分を贈呈いたします。

- 有効な議決権行使(株主総会ご出席・郵送・インターネットのすべての方法を含みます)への謝礼であり、議案に対する賛否は一切問いません。
- 謝礼の発送は2025年7月上旬を予定しております。
- 来期以降に同様の企画を実施するか否かは未定です。

議決権行使は以下いずれかでお願いいたします。

1. <https://evote.tr.mufig.jp/>
2. 議決権行使書印字のQRコード

株主総会開催のお知らせ

当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本定時株主総会の株主総会参考書類等(議決権行使書面に記載すべき事項を除く)の内容である情報(電子提供措置事項)は電子提供措置をとっておりますので、当社ウェブサイト(<https://jade-group.jp/ir>)にアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。
電子提供措置事項は、以下の東京証券取引所(東証上場会社情報サービス)のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
議決権に関しましては、書面(郵送)またはインターネットによって行使することができますので、2025年5月28日(水曜日)午後7時00分まで(郵送の場合は本時刻までに到着)に行使していただきますようお願い申し上げます。その他詳細は以下をご参照ください。

記

- 日時 2025年5月29日(木曜日) 午後1時(受付開始: 午後0時30分)
- 場所 東京都渋谷区元代々木町30番13号 ONEST元代々木スクエア 7階

	報告事項	決議事項
3. 目的事項	- 第15期(2024年3月1日から2025年2月28日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 - 第15期(2024年3月1日から2025年2月28日まで)計算書類報告の件	- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)2名選任の件 - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 - 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 - 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

以上

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに当該修正の内容を掲載させていただきます。
※その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
※東証ウェブサイトは、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。
※書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いたします。

インターネットによる議決権行使のお手続きに関するご利用ガイド

当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書)またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

■ 議決権行使サイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

- ※1 毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- ※2 インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ※3 インターネットによる議決権行使は、2025年5月28日(水曜日)の午後7時00分まで受け付けいたします。
- ※4 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

■ インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufig.jp/>)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更が可能です。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

株主の皆さまへ（抜粋版）

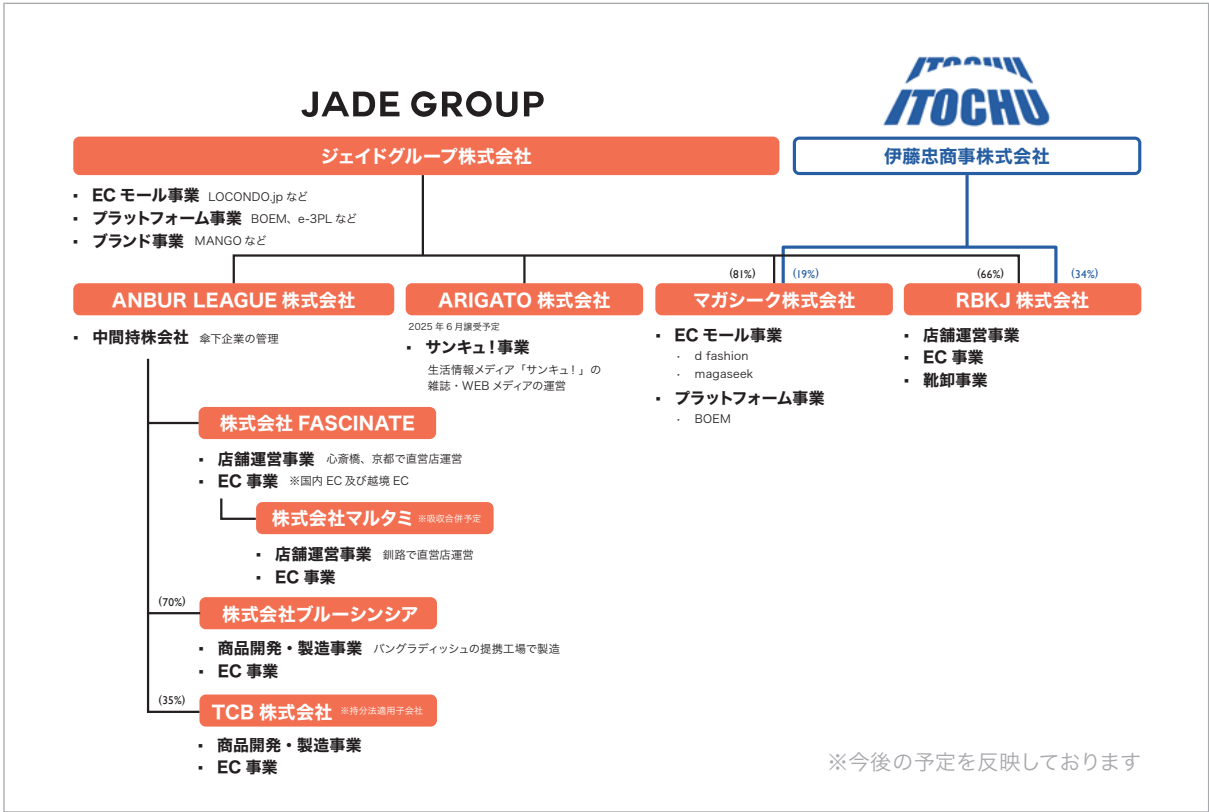
株主の皆さまには日頃、ジェイドグループの企業活動に格別のご理解、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

24年度はマガシークのM&Aが大きく牽引し、グループ取扱高は504億円、前年対比 + 75.6%、修正計画対比 + 0.8%と大幅に伸ばした1年でした。利益面ではマガシーク統合における倉庫やシステム移管、加えてリーボックジャパンの生産不良案件など様々な短期コストが発生したため営業利益は15.3億円（前年対比 - 8.9%、修正計画対比 + 2.3%）で着地したものの、第4四半期だけを取ってみるとEBITDAは7.0億円（前年度比 + 325%）、営業利益は5.1億円（前年度比 + 340%）と大幅伸長し、第4四半期の利益としては史上最高額を計上する事ができました。また23年度末時点では-4億円だったネットキャッシュも24年度末は13.5億円の自己株買いを行ったうえで + 22億円と大幅に増加しました。

次のテーマはこれらの資金を積極的な投資に回し、マガシークの取扱高ダウンに歯止めをかけるだけでなく中長期的な成長に繋げる事にあります。また25年3月には2つのブランド（ブルーシンシア、マルタミボンド）、また新規事業として1つのメディア（サンキュ!）のM&Aを発表しましたが、ブランドのM&Aを加速させていくため中間持株会社としてANBUR LEAGUE株式会社を設立致しました。

25年度の計画値としましては「取扱高450億円、営業利益15億円」と設定致しましたが、あくまで本水準をボトムラインとし、25年度の戦略を積極展開して行く事によってさらなるアップサイドを目指して行く所存です。今後ともジェイドグループの応援の程、宜しくお願いします。

ジェイドグループ株式会社 代表取締役 田中裕輔



〔議決権行使等についてのご案内〕

(1) 交付書面から一部記載を省略している事項

次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

・事業報告の「主要な事業所等」「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

(2) 議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い

各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

(3) 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(4) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(5) 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年5月28日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。

(6) 代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2024年 3 月 1 日から)
(2025年 2 月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるマクロ経済環境は、昨年度対比個人消費やインバウンド需要の拡大など社会経済活動の正常化が進み、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、為替相場や物価の動向は依然不透明な状況が続いており、また、猛暑や大雨等の異常気象も発生しました。結果、経済の見通しに関しましては不透明な状況が続いており、消費者の節約志向は依然として強い状況が続いております。

当社グループの主たる事業領域であるファッションEC市場に関しては、2023年度は前年比+4.8%、ファッション市場全体に占めるEC割合、いわゆるEC化率も22.9%まで増加し（経済産業省調べ）引き続き成長して行く市場であると見込まれています。またECだけでなく店舗や物流などあらゆる領域をデジタル化を通じて効率化していくDX（デジタルトランスフォーメーション）需要も年々増加し、流通小売市場における国内DX投資額は2020年から30年までの10年間で5.6倍と大幅に増えて行く事が見込まれています（富士キメラ総研調べ）。

このような状況下、当社グループはECモール事業、プラットフォーム（DX）事業、ブランド事業という相互補完的かつ各々が競争優位性を有する3つの事業を展開しております。

ECモール事業における主軸のサービス「靴を買うならロコンド」でおなじみのLOCONDO.jpではウェブ広告等を通じた認知度向上とブランド数や品揃えの充実という需要供給両面での向上に引き続き努めて参りました。加えて当社グループは様々な消費者ニーズを捉えるためM&Aを通じた「多モール展開」戦略を実行しておりますが、昨年度末段階ではアパレルメインのFashion Walker、サッカー専門店のSWS、海外バイヤーの販売プラットフォームであるwajaと合計4つのECモールを展開し、これらも同様に需要供給両面での向上を進めて参りました。尚、これらのウェブサイトは全て異なるものの、その裏側であるITインフラや物流インフラは全て一元化されているため、複数のモールを効率的に運営できるのが当社グループの強みになります。また、当連結会計年度より、新たにマ

ガシークが連結子会社となり、「他モール展開」に新たにMagaseek、d fashionが加わりました。これらのサイトのインフラ一元化はMagaseekに関しましては本年10月に完了、d fashionに関しましても早期の完了を予定しております。

プラットフォーム（DX）事業においては、自社公式EC運営（BOEM）、倉庫受託（e-3PL）、店舗POSレジ（LOCOPOS）、店舗欠品フォロー（LOCOCHOC）、基幹システム（LoCORE）など、ファッション業界において必要とされるITインフラと物流インフラを全て有しているため一括受託（ALL-IN-ONE）が可能である事、またe-3PLにおきましては他のEC企業ではどこも対応できていない、百貨店や卸への出荷も全て対応できる事が当社グループの強みになります。さらにECモール事業における新機能や改修がシームレスにBOEM、LOCOPOS、LOCOCHOCに展開される体制を敷いているため、利用企業様については低コストで最新鋭の技術を享受頂ける事も本プラットフォームサービスの強みになっております。こちら、マガシークの連結子会社化に伴い、同社のECS事業（BOEMと同義）が加わったことで、顧客層の厚みを拡張することができました。ECSのBOEM移行に関しましても、順次進んでおり、早期の完了を予定しております。

最後に、ブランド事業においては、2020年以降、様々なインフルエンサーとコラボレーションブランド企画を展開し、売上増とジェイドグループの認知度向上の2つを実現しながらインフルエンサーマーケティングノウハウを蓄積して参りました。さらに、2022年度からは伊藤忠商事株式会社との新設子会社であるRBKJ株式会社（出資比率はジェイドグループ66%、伊藤忠商事34%）を通じてグローバルスポーツブランドのReebok国内販売権を獲得し、ReebokのEC、直営店舗、卸事業を展開して参りました。Reebok事業の展開に際しては、弊社のプラットフォーム事業を活用し、PMI（Post Merger Integration: 買収後の統合）を予定通り行うことでスムーズな事業の立ち上げを実現するとともに、ECモール事業で培ったSNSマーケティングノウハウを活用する事でブランドの更なる知名度向上を実現してまいりました。なお、当連結会計年度からは新たなブランド事業としてFASCINATEが加わりました。FASCINATEを通じ、国内外へのビジネスの拡大、Reebok、Magaseek、ロコンド、持分法子会社であるTCBとの協働に取り組んでまいり所存です。

これらの結果、当連結会計年度においてはM&A効果もあり、商品取扱高は48,157,658千円（前連結会計年度比85.8%増）で着地致しました。売上高は19,231,316千円（前連結会計年度比44.0%増）となりました。売上総利益は15,174,547千円（前連結会計年度比51.7%増）となりました。当社グループは

実質的な成長度合や収益性を評価するため、売上総利益から変動費用を差し引いた「限界利益（＝商品取扱高 × 限界利益率）」という指標を重視しておりますが、限界利益はM&Aに伴う支出が発生したものの、商品取扱高の増加、および物流フローの効率化やウェブ広告の効率化、各種手数料の引き下げ等の変動費用の抑制により、7,645,905千円（前連結会計年度比45.2%増）で着地できました。限界利益から「固定費用」を差し引いた数値が各種利益項目になりますが、固定費用はM&Aに伴う増加によって当連結会計年度は6,110,866千円（前連結会計年度比70.7%増）と増加しましたが、これは主として、のれんの増加と、グループ運営の効率化を企図した倉庫・本社の集約に伴う費用、RBKJにおけるコラボの広告費用が先行して発生したためであり、今後統合効果の早期実現によりコントロールが可能な水準と考えております。結果、EBITDAは2,288,746千円（前連結会計年度比21.8%増）、営業利益は1,535,039千円（前連結会計年度比8.9%減）、経常利益は1,551,117千円（前連結会計年度比9.0%減）で着地できました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は上述の倉庫・本社の集約に伴う特別損失の計上により565,050千円（前連結会計年度比43.6%減）となりました。

当連結会計年度よりマガシーク、FASCINATE、BRANDELI、TCBもグループの一員となりました。また、2025年度には、ブルーシンシア、マルタミがブランド領域の拡充の一環でグループの一員となるとともに、新規事業としてサンキュ！（ARIGATO）もグループの一員となります。また、グループ間シナジーを最大化しつつ、同時にブランドの独立性、世界観を守る目的で、中間持株会社「ANBUR LEAGUE株式会社（アンバーリーグ）」を設立いたしました。既に「ANBUR LEAGUE」所属会社の売上合計は約23億円、EBITDAは約3億円であり、今後子会社上場も見据えて運営を行っていく予定です。

各事業別の業績は以下のとおりであります。

事業別	前連結会計年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)			当連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)			取扱高 対前年 増減率 (%)	売上高 対前年 増減率 (%)
	取扱高 (百万円)	構成比 (%)	売上 (百万円)	取扱高 (百万円)	構成比 (%)	売上 (百万円)		
ECモール事業	15,622	54.4	6,284	25,581	50.8	8,374	63.8	33.3
うち、 自社モール	13,760	47.9	-	23,428	46.5	-	70.3	-
うち、 他社モール	1,862	6.5	-	2,153	4.3	-	15.6	-
プラットフォーム事業	7,370	25.7	2,528	18,365	36.4	5,457	149.2	115.8
うち、 BOEM / ECS	6,359	22.2	-	17,348	34.4	-	172.8	-
うち、 e3PL	0	0.0	-	0	0.0	-	0	-
うち、 ロコチョコ等	1,011	3.5	-	1,017	2.0	-	0.6	-
ブランド事業	5,704	19.9	5,654	6,453	12.8	6,374	13.1	12.7
うち、 REEBOK	5,497	19.2	-	5,378	10.7	-	△2.2	-
うち、 FASCINATE	0	0.0	-	876	1.7	-	0	-
うち、 MANGO他	206	0.7	-	198	0.4	-	△3.7	-
合計	28,697	100.0	14,468	50,401	100.0	20,206	75.6	39.7
相殺消去	2,782	-	1,112	2,243	-	974	-	-
相殺後	25,914	-	13,356	48,157	-	19,231	85.8	44.0

- (注) 1. 当社グループの事業セグメントは、靴を中心としたファッション関連商品等の販売、企画、仕入事業の単一セグメントであるため、セグメント別の販売実績の記載はしていません。
2. 「自社モール」とは、「LOCONDO.jp」「MAGASEEK」「d fashion」「FASHION WALKER」「SWS」「waja bazar」「BRANDELI」の取扱高等になります。
3. 「他社モール」とは、「楽天市場」及び「Yahoo!ショッピング」など他社モールにて展開する取扱高等になります。
4. ECモール事業の受託型に係る売上高については、販売された商品の手数料を受託販売手数料として計上しております。
5. 従来は、「ECモール事業」「プラットフォーム事業」「その他事業（店舗・卸等）」に区分して表示しておりましたが、当連結会計年度より、M&Aによる当社収益構造の変化にともない、また、当社の事業モデルに合わせる形で、「ECモール事業」「プラットフォーム事業」「ブランド事業」の区分に変更しております。

・ECモール事業

ECモール事業につきましては、複数ブランドを通販サイト経由で販売する事業で、販売在庫の中には受託型と買取型の2種類があります。一部の海外輸入ブランドや当社が自社開発しているD2Cブランドは買取型に当たります。商品取扱高は商品の販売価格を基に記載しておりますが、売上高は買取型については商品の販売価格を計上し、受託型については販売された商品の手数料を受託販売手数料として計上しております。

「LOCONDO.jp」、「MAGASEEK」、「d fashion」、「FASHION WALKER」、「SWS」、「waja bazar」、「BRANDELI」の運営、「楽天市場」、「Yahoo!ショッピング」など他社モールへの出店を行っており、当連結会計年度においては出店ブランド数は4,941となり、商品取扱高は25,581百万円（前連結会計年度比63.8%増）、売上高は8,374百万円（前連結会計年度比33.3%増）となりました。

- ・プラットフォーム事業

プラットフォーム事業につきましては、ブランドの自社公式EC支援（BOEM、ECS）、倉庫受託（e-3PL）、店舗の欠品及び品揃え補強（LOCOCHOC）の運営等を行っております。「BOEM」「ECS」における支援ブランド数は、マガシークの買収により、当連結会計年度末時点で46ブランドとなりました。これにより、当連結会計年度の商品取扱高は18,365百万円（前連結会計年度比149.2%増）、売上高は5,457百万円（前連結会計年度比115.8%増）となりました。

なお、倉庫受託（e-3PL）及びマガシークにおける受託業務に関しては、それぞれ、ユーザーへの販売を伴わない商品補充等の出荷も含まれること、現時点においては弊社システムを活用したビジネスではないことから、その出荷額は商品取扱高には含めておりません。

- ・ブランド事業

ブランド事業では、当連結会計年度よりFASCINATEが加わり、REEBOK、FASCINATE、MANGOを、EC、店舗、卸売を通じて運営しております。当該事業の当連結会計年度の商品取扱高は6,453百万円（前連結会計年度比13.1%増）、売上高は6,374百万円（前連結会計年度比12.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は232,194千円であります。その主な内容は、りんくう店、レイクタウン店出店工事費52,040千円、ソフトウェア68,939千円であります。

③ 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と限度額8,000,000千円の当座貸越契約を締結しております。なお、当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より調達しておりました1,600,000千円を返済し、新たに、金融機関より264,280千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2022年2月期)	第 13 期 (2023年2月期)	第 14 期 (2024年2月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (2025年2月期)
商 品 取 扱 高(千円)	—	23,629,586	25,914,970	48,157,658
売 上 高(千円)	—	10,464,483	13,356,170	19,231,316
営 業 利 益(千円)	—	991,248	1,685,233	1,535,039
経 常 利 益(千円)	—	963,944	1,705,344	1,551,117
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	—	1,258,432	1,001,796	565,050
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	—	112.17	91.78	55.10
総 資 産(千円)	—	9,972,209	11,782,314	12,121,778
純 資 産(千円)	—	5,933,881	6,407,427	6,392,885
1 株当たり純資産額 (円)	—	527.10	578.64	555.70

- (注) 1. 当社は、第12期については、連結計算書類を作成していないため、記載をしておりません。
2. 商品取扱高は、e-3PL（物流受託）を除く販売金額を記載しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
4. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第13期の期首から適用しており、第13期、第14期及び第15期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2022年2月期)	第 13 期 (2023年2月期)	第 14 期 (2024年2月期)	第 15 期 (当事業年度) (2025年2月期)
商 品 取 扱 高(千円)	21,217,663	22,939,396	23,199,229	23,204,003
売 上 高(千円)	9,875,834	9,316,077	9,029,408	8,254,904
営 業 利 益(千円)	883,688	855,188	1,153,586	594,354
経 常 利 益(千円)	852,539	837,369	1,195,322	602,027
当 期 純 利 益(千円)	604,516	1,204,143	782,998	411,734
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	53.42	107.33	71.73	40.15
総 資 産(千円)	6,973,141	8,215,333	9,759,230	10,544,944
純 資 産(千円)	4,750,078	5,817,624	5,959,659	5,052,107
1 株当たり純資産額 (円)	420.82	522.23	553.27	512.42

- (注) 1. 商品取扱高は、e-3PL（物流受託）を除く販売金額を記載しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第13期の期首から適用しており、第13期、第14期及び第15期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な組織再編等の状況

当社は、2024年3月1日付けでマガシーク株式会社の株式を取得し、同社を持ち株比率81%の連結子会社といたしました。

当社は、2024年3月1日付けで株式会社FASCINATEの全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

当社は、2024年5月1日効力発生日として、当社の連結子会社でありましたブランデリ株式会社と吸収合併を行い、同社の全ての権利義務を承継いたしました。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
R B K J 株 式 会 社	50百万円	66.0%	Reebokブランドの日本国内事業（企画開発、販売）
マガシーク株式会社	50百万円	81.0%	インターネットでの婦人・紳士服の販売
株 式 会 社 F A S C I N A T E	7百万円	100.0%	紳士服・婦人服・雑貨の販売

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、ファッションEC市場規模は拡大する一方で、大手事業会社による当分野への市場参入及び事業強化により、競争の厳しい状況が続くものと予想されます。このような状況下におきまして、当社グループの掲げる経営理念である「業界に革新を、お客さまに自由を」を実現させるべく、以下の課題に取り組んで参ります。

① 全国的な知名度の向上

オンライン広告の他、テレビを含む各種媒体を通じ、当社グループの知名度の浸透を図って参りましたが、今後の事業拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、当社グループのサービスの要諦である「自宅で試着、気軽に返品」サービスコンセプトをより一層、認知させていくことが重要であると認識しております。今後におきましても、引き続き費用対効果を慎重に検討した上で、当社グループのサービス内容まで含めて伝わるような広告宣伝やプロモーション活動を強化して参ります。

② システム及び物流機能の強化

当社グループの主要事業はインターネット上にてサービス提供を行っていることから、安定した事業運営を行うにあたっては、アクセス数の増加等を考慮したサーバー管理や負荷分散が重要となります。また、商品取扱高の増加に合わせて、倉庫面積の拡大や倉庫スタッフの採用、及びシステム化や機械化などの投資を通じた物流機能の強化が重要であると認識しております。今後におきましては、引き続きシステムの安定性確保及び効率化、物流機能の強化に取り組んで参ります。

③ オムニ戦略基盤の強化

当社グループは、オムニ戦略の要諦とは、リアル店舗及びEC間での「在庫の一元化」及び「売上・会員情報の一元化」とであると認識しております。EC在庫を複数のEC、及びリアル店舗で同時販売する「在庫の一元化（在庫シェアリング）」及び「リアル店舗在庫を複数のECで同時販売する「在庫の一元化」や、リアル店舗とEC間での「売上・会員情報の一元化」を実現するサービス」は当社グループが提供しているプラットフォームサービスによって実績も増えて来ております。今後さらなる完全な在庫の一元化及び売上・会員情報の一元化を「ワンストップ型」で実現するためには、現在のサービスラインアップに加えて基幹システムや卸事業等の領域もカバーする必要があると考えており、引き続き、オムニ戦略基盤の強化に向けた新規開発や機能改修に取り組んで参ります。また、利用企業数を大きく増やすにあたって、提携企業に対して当社が提供するプラットフォームサービスを積極的に導入し「オムニ戦略基盤のベストプラクティス（成功事例）」を早期に構築するための様々な問題解決も引き続き取り組んで参ります。

④ 商品展開の強化

インターネットによるファッションEC市場は、今後もさらに拡大していくことが見込まれると同時に、その競合環境はより一層激しさを増すものと予想されます。そのなかで、当社グループが更なる事業拡大を実現するためにはこれまでの主要商品である靴や鞆以外に衣料品まで含めたユーザーのトータル・コーディネートに対するニーズを満たしていくことが重要であると認識しております。当社グループにおける衣料品のカテゴリ割合はまだ低いものの、「自宅で試着、気軽に返品」サービスコンセプトやオムニ戦略基軸、及びこれまでに構築してきた各ブランドとの関係を活用する等によって、幅広い品揃えを実現できるよう、努めて参ります。

⑤ 優秀な人材の確保と組織力、オペレーションの強化

今後の事業拡大及び収益基盤の確立にあたり、優秀な人材の確保及びその定着を図ることは引き続き重要であると考えております。そのため、当社グループは継続的に採用活動を行うとともに、適正な人事評価を行い、優秀な人材の確保に努めて参ります。また、社員の職位、職務に応じた適切な研修を行い、人材の教育・育成を進めていく方針であります。

さらに今後の事業拡大にあたり、各種のオペレーションにおいては業務の標準化が継続的な成長を左右するものと考えております。このためコンプライアンスの徹底はもちろんのこと、様々な統制活動を通じ、オペレーションの品質向上及び業務効率の改善を進めて参ります。

(6) **主要な事業内容** (2025年2月28日現在)

当社グループは、靴を中心としたファッション関連商品等の販売、企画、仕入を主たる事業とし、ECモール事業、プラットフォーム事業、ブランド事業で構成されております。

(7) **使用人の状況** (2025年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
靴を中心としたファッション関連商品等の販売、企画、仕入事業	241 (398) 名	78名増 (31名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは靴を中心としたファッション関連商品等の販売、企画、仕入事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
3. 使用人数が前連結会計年度末に比べて、78名増加したのは、主にマガシーク株式会社及び株式会社FASCINATEを連結の範囲に含めたためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
140 (373) 名	15名増 (24名増)	36.17歳	5.04年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末に比べて、15名増加したのは、事業拡大に伴い採用が増加したためであります。

(8) **主要な借入先の状況** (2025年2月28日現在)

借入先	借入額
伊藤忠商事株式会社	442,000千円
株式会社関西みらい銀行	264,280

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2025年2月28日現在）

(1) 発行可能株式総数 33,968,000株

(2) 発行済株式の総数 11,487,360株

(3) 株主数 4,878名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
田 中 裕 輔	704千株	7.15%
株 式 会 社 S B I 証 券	568	5.77
BBH CO FOR ARCUS JAPAN VALUE FUND	442	4.49
時 津 昭 彦	410	4.17
吉 岡 裕 之	380	3.86
THE BANK OF NEW YORK 133652	315	3.20
東 京 短 資 株 式 会 社	256	2.61
株 式 会 社 S H I N D O	210	2.14
PERSHING SECURITIES LTD CLIENT SAFE CUSTODY ASSET ACCOUNT	206	2.10
JP MORGAN CHASE BANK 385166	171	1.74

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 2025年1月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書 No.20）において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及びその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドが2025年1月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー	435,900株	3.79%
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド	411,700株	3.58%

3. 2025年1月17日及び2025年1月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書No.1）において、アーカス・インベストメント・リミテッドが2025年1月16日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
アーカス・インベストメント・リミテッド	696,300株	6.06%

4. 2025年1月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書（15））において、アセット・バリュー・インベスターズ・リミテッドが2024年12月27日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
アセット・バリュー・インベスターズ・リミテッド	546,946株	4.76%

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	田 中 裕 輔	RBKJ株式会社代表取締役 マガシーク株式会社代表取締役
取締役（監査等委員）	鈴 木 智 也	
取締役（監査等委員）	廣 田 聡	H C A 法律事務所代表弁護士
取締役（監査等委員）	落 合 敦 子	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）鈴木智也氏、廣田聡氏及び落合敦子氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、内部監査人を設定しており、同監査人が内部監査対応を担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は、取締役（監査等委員）全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款に基づき、社外取締役の全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）および管理職等の従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を役員規程において定めており、その内容は取締役（監査等委員であるものを除く）、監査等委員である取締役の別に株主総会の決議によってその上限を定め、取締役（監査等委員であるものを除く）各個人への配分は取締役会が決定するか、取締役会の一任の決定により代表取締役が行うこととし、また、取締役（監査等委員であるものを除く）各個人への配分は監査等委員会が決定することとしています。

当社の役員の報酬に関しては、2017年5月26日開催の第7回定時株主総会において取締役（監査等委員であるものを除く）については年額300,000千円（固定報酬：150,000千円、業績連動報酬：150,000千円）、監査等委員である取締役については年額30,000千円以内の範囲内で支給することと決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く）の員数は、3名、監査等委員である取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は3名）です。

上記限度額の枠内で、固定報酬に関しては取締役会にて決定し、業績連動報酬に関しては、取締役会にて連結営業利益の1%を支給することを決定し監査等委員会の同意を得ております。

また、2019年5月30日開催の第9回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員であるものを除く）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することが決議され、上記の報酬限度額とは別枠とし、年額700,000千円以内としております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く）の員数は、3名です。

イ. 取締役の固定報酬

取締役会において各取締役（監査等委員であるものを除く）個人への配分を決定しております。また、監査等委員である取締役については、監査等委員の協議で決定しております。

ロ. 取締役の業績連動報酬

取締役会において各取締役（監査等委員であるものを除く）個人へ、営業利益の1%を支給することを決定しております。

ハ. 取締役（監査等委員であるものを除く）の株式報酬（ストック・オプションとしての新株予約権による報酬及び譲渡制限付株式報酬）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的に、ストック・オプションとしての新株予約権による報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。なお、譲渡制限付株式報酬について、譲渡制限期間は10年と定めており、その期間は譲渡を含む処分ができない設計となっております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	80,590 (-)	39,600 (-)	17,665 (-)	23,325 (-)	1 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	6,000 (6,000)	6,000 (6,000)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外取締役)	86,590 (6,000)	45,600 (6,000)	17,665 (-)	23,325 (-)	4 (3)

- (注) 1. 株式報酬の金額は当事業年度の費用計上額を記載しております。
2. 合計欄は実際の支給人数を記載しております。
3. 当社は過去より営業利益を最重要指標としていることから、役員業績連動報酬の決定に際しても営業利益を使用しております。なお、当連結会計年度における連結営業利益は、1,535百万円となっております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役（監査等委員）廣田 聡氏は、H C A法律事務所代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 鈴木智也	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、監査等委員として14回出席いたしました。出席した取締役会において、投資家としての投資先事業に関する深い知識と豊富な経験に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 廣田 聡	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、監査等委員として14回出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 落合敦子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、監査等委員として14回出席いたしました。出席した取締役会において、金融機関における豊富な経験と高い見識、及びESG・CSR・女性活躍推進分野での経験と見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち13回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務基盤を強固にするとともに競争力を確保し、積極的に事業拡大を図っていくことが重要な経営課題であると認識しております。

配当政策としましては、健全な財務体質の維持及び収益力の強化や事業基盤の整備に備えるための内部留保を勘案したうえで、株主への利益還元の実施を基本方針としております。

当社は、2026年2月期も継続して積極的な事業展開を推進する計画であり、利益の大部分について事業投資に活用することによってさらなる企業成長を実現し、株主価値を高めることを優先していく考えです。従いまして2025年2月期期末配当は、成長投資の原資、自己株式取得及び当社従業員への還元の原資とすることを基本方針とし、無配とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,079,362	流 動 負 債	5,023,781
現金及び預金	2,993,436	支払手形及び買掛金	427,473
売 掛 金	1,722,315	受託販売預り金	2,358,101
受 取 手 形	30,297	一年内返済予定の	42,864
電子記録債権	25,173	長期借入金	
商 品	2,154,633	未 払 金	1,321,139
貯 蔵 品	53,823	未払法人税等	191,687
そ の 他	1,099,681	賞 与 引 当 金	18,720
固 定 資 産	4,042,415	役員賞与引当金	17,665
有形固定資産	619,857	契 約 負 債	281,652
建物及び構築物	338,284	そ の 他	364,478
機械装置及び運搬具	33,231	固 定 負 債	705,111
工具、器具及び備品	248,341	長期借入金	663,416
そ の 他	0	退職給付引当金	7,062
無形固定資産	1,513,449	資産除去債務	34,632
商 標 権	666	負 債 合 計	5,728,892
ソフトウェア	735,364	(純資産の部)	
の れ ん	769,618	株 主 資 本	5,475,590
顧客情報資産	7,800	資 本 金	50,000
投資その他の資産	1,909,108	資 本 剰 余 金	3,312,920
投資有価証券	0	利 益 剰 余 金	4,319,281
関係会社株式	118,979	自 己 株 式	△2,206,611
出 資 金	30	新 株 予 約 権	2,920
長期前払費用	101,709	非支配株主持分	914,374
長期貸付金	10,000	純 資 産 合 計	6,392,885
敷金及び保証金	1,243,967	負 債 純 資 産 合 計	12,121,778
保険積立金	8,000		
繰延税金資産	426,421		
資 産 合 計	12,121,778		

連結損益計算書

(2024年 3 月 1 日から)
(2025年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		19,231,316
売上原価		4,056,768
売上総利益		15,174,547
販売費及び一般管理費		13,639,508
営業利益		1,535,039
営業外収益		
受取利息	3,397	
受取配当金	2,212	
物品売却益	1,896	
助成金収入	1,159	
債務免除益	3,925	
持分法による投資利益	22,979	
その他の	3,512	39,082
営業外費用		
支払利息	18,222	
自己株式取得関連費用	3,768	
為替差損	1,008	
その他の	5	23,003
経常利益		1,551,117
特別利益		
固定資産売却益	7	
投資有価証券売却益	1,079	1,086
特別損失		
固定資産除却損	452,179	
固定資産売却損	15,934	
その他の	4,500	472,613
税引前当期純利益		1,079,590
法人税、住民税及び事業税	347,807	
法人税等調整額	82,782	430,589
当期純利益		649,000
非支配株主に帰属する当期純利益		83,949
親会社株主に帰属する当期純利益		565,050

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,620,543	流動負債	5,271,421
現金及び預金	1,257,021	買掛金	37,242
売掛金	533,384	受託販売預り金	1,889,315
商品	510,730	1年内返済予定の長期借入金	42,864
貯蔵品	47,527	関係会社短期借入金	2,000,000
前渡金	43,838	未払金	887,757
前払費用	167,860	未払費用	111,516
未収入金	1,028,031	未払法人税等	160,098
その他	32,147	預り金	6,397
固定資産	6,924,400	賞与引当金	15,450
有形固定資産	370,955	役員賞与引当金	17,665
建物及び構築物	182,704	契約負債	81,481
機械及び装置	33,231	その他	21,632
工具、器具及び備品	155,020	固定負債	221,416
その他	0	長期借入金	221,416
無形固定資産	252,720	負債合計	5,492,837
商標権	48	(純資産の部)	
ソフトウェア	171,536	株主資本	5,049,187
のれん	73,335	資本金	50,000
顧客関連資産	7,800	資本剰余金	3,312,920
投資その他の資産	6,300,724	資本準備金	1,237,258
投資有価証券	0	その他資本剰余金	2,075,662
関係会社株式	3,963,700	利益剰余金	3,892,878
長期前払費用	82,521	その他利益剰余金	3,892,878
長期貸付金	10,000	繰越利益剰余金	3,892,878
敷金及び保証金	899,112	自己株式	△2,206,611
繰延税金資産	277,391	新株予約権	2,920
関係会社長期貸付金	1,068,000	純資産合計	5,052,107
資産合計	10,544,944	負債純資産合計	10,544,944

損益計算書

(2024年 3 月 1 日から)
(2025年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,254,904
売上原価	696,515
売上総利益	7,558,389
販売費及び一般管理費	6,964,034
営業利益	594,354
営業外収益	
受取利息	19,320
受取配当金	2,212
業務受託料	6,600
助成金収入	1,159
物品売却益	1,623
その他	1,589
営業外費用	
支払利息	18,661
自己株式取得費用	3,768
為替差損	2,401
経常利益	602,027
特別利益	
固定資産売却益	7
投資有価証券売却益	1,079
抱合せ株式消滅差益	1,768
特別損失	
固定資産除却損	873
支払補償費	4,500
その他	575
税引前当期純利益	598,933
法人税、住民税及び事業税	203,451
法人税等調整額	△16,252
当期純利益	411,734

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月25日

ジェイドグループ株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 谷 田 修 一

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 安 河 内 明

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジェイドグループ株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイドグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切で

あるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年4月25日

ジェイドグループ株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員	公認会計士	谷 田	修 一
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	安 河 内	明
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジェイドグループ株式会社の2024年3月1日から2025年2月28日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月25日

ジェイドグループ株式会社監査等委員会

監査等委員（社外取締役）	廣	田	聡	⑩
監査等委員（社外取締役）	鈴	木	智也	⑩
監査等委員（社外取締役）	落	合	敦子	⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）1名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会 は取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	た な か ゆ う すけ 田 中 裕 輔 (1980年12月5日)	2003年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社 2011年4月 当社入社 2011年5月 当社 代表取締役（現任） 2022年6月 RBKJ株式会社 代表取締役（現任） 2024年1月 TCB株式会社 社外取締役（現任） 2024年3月 マガシーク株式会社 代表取締役（現任）	704,360株
2	た か し しげ とし 高 志 成 俊 (1973年9月1日)	1997年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入社 2021年3月 デジタルデータソリューション株式会社入社 2022年4月 当社入社 2022年8月 RBKJ株式会社 取締役（現任） 2024年4月 マガシーク株式会社 取締役（現任）	10,000株

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	鈴木智也 (1977年4月8日)	2000 年 4 月 東日本電信電話株式会社入社 2001 年 1 月 株式会社ユーキュレート創業 取締役 2004 年 4 月 株式会社エムアウト入社 2007 年 11 月 日興アントファクトリー株式会社（現 アント・キャピタル・パートナーズ株 式会社）入社、リード・キャピタル・ マネージメント株式会社 出向 2011 年 9 月 当社 社外取締役 2012 年 11 月 リード・キャピタル・マネージメント 株式会社 転籍 パートナー 2014 年 12 月 リード・キャピタル・マネージメント 株式会社 取締役 パートナー 2016 年 11 月 当社 社外取締役退任 2018 年 3 月 株式会社アコード・ベンチャーズ 取 締役 ゼネラルパートナー（現任） 2019 年 5 月 当社 監査等委員である社外取締役 （現任） 2021 年 12 月 株式会社ソルブレイン 社外取締役 （現任） 2023 年 11 月 CAMELORS株式会社 社外取締役 （現任） 2023 年 12 月 株式会社PID 社外取締役（現任）	9,400株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
2	ひろ た さとし 廣 田 聡 (1977年7月8日)	2002 年 10 月 三井安田法律事務所（現三井法律事務所）入所 2008 年 8 月 Haynes and Boone LLP入所 2009 年 10 月 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社入社 2014 年 4 月 株式会社ビーグリー入社 2015 年 4 月 HCA法律事務所開所 代表弁護士（現任） 2015 年 9 月 株式会社ウイルプラスホールディングス 社外取締役（現任） 2016 年 5 月 当社 社外監査役 2016 年 5 月 株式会社Psychic VR Lab（現 株式会社STYLY） 社外監査役（現任） 2017 年 5 月 当社 監査等委員である社外取締役（現任） 2018 年 8 月 株式会社Casa 社外監査役（現任）	一株
3	おち あい あつ こ 落 合 敦 子 (1974年11月9日)	1997 年 4 月 株式会社野村総合研究所入所、野村證券株式会社金融研究所、出向/転籍 2004 年 7 月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 2009 年 10 月 Goldman Sachs International Plc（英国）転籍 2012 年 10 月 Goldman Sachs (Asia) LLC （香港）転籍 2014 年 9 月 公益社団法人日本フィランソロピー協会入職 2019 年 7 月 株式会社Power of Dialogue 創業（現任） 2021 年 5 月 当社 監査等委員である社外取締役（現任） 2022 年 5 月 カディラキャピタルマネジメント株式会社 監査役（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木智也氏、廣田聡氏および落合敦子氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は、鈴木智也氏、廣田聡氏および落合敦子氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 鈴木智也氏はベンチャーキャピタリストとしての投資先事業に関する深い知識と投資家としての豊富な経験を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 廣田聡氏は法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって8年となります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 落合敦子氏は金融機関における豊富な経験と高い見識、及びESG・CSR・女性活躍推進分野での経験と見識を当社の監査・監督に生かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
7. 当社は、鈴木智也氏、廣田聡氏および落合敦子氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、3氏の選任が承認された場合、3氏との間で当該契約と同等の内容の契約を継続して締結する予定であります。
8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
おおつかのりこ 大塚則子 (1975年12月20日)	1998年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2001年5月 公認会計士登録 2014年1月 大塚則子公認会計士事務所 代表就任（現任） 2017年4月 監査法人フロンティアパートナークラウド 社員（現任） 2017年8月 一般財団法人スポーツヒューマンキャピタル（現 公益財団法人スポーツヒューマンキャピタル）監事就任（現任） 2018年7月 合同会社ノル総合研究所 代表取締役（現任） 2019年3月 一般社団法人 大学スポーツ協会 監事（現任） 2022年9月 公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ 監事（現任） 2023年6月 公益財団法人日本バドミントン協会 理事（現任） 2023年6月 フランスベッドホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）	一株

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 大塚則子氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 大塚則子氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門知識、豊富な経験等を当社の経営に活かしていただきたいためであります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 大塚則子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。候補者が監査等委員である社外取締役に就任した場合、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社株式を職務執行開始当初から直接保有させることにより対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を付与するための報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することといたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2017年5月26日開催の第7回定時株主総会において、300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする旨のご承認をいただいておりますが、対象取締役に対して、かかる報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額580百万円以内といたします。また各対象取締役への支給は2025年12月末日までの期間で1回のみとし、その時期及び配分については取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は1名（監査等委員である取締役を除く。）であります。第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案とおり承認可決されますと、取締役は2名（監査等委員である取締役を除く。）となります。

なお、監査等委員でない取締役に対する譲渡制限付株式の付与については、社外取締役3名で構成されるか監査等委員会において協議した結果、報酬体系の考え方やその水準は妥当であると判断しました。

本制度の内容は以下のとおりであります。

1. 本制度の概要

対象取締役に付与する譲渡制限付株式は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社株式を職務執行開始当初から直接保有させることにより対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、株式保有を通じた株主との価値共有の促進や当社の企業価値の持続的な向上に向けた長期インセンティブとして、譲渡制限期間を10年間から20年間の間で設定することとします。

対象取締役は、取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。なお、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定します。

当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といい、その内容の概要は下記3.のとおり。）を締結するものとします。

2. 本制度にかかる金銭報酬債権の総額及び株式数

対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年額580百万円以内とします。また、対象取締役が発行又は処分を受ける当社の普通株式の総数は、年290,000株以内とします。

3. 本割当契約の内容の概要

(1)譲渡制限期間

払込期日から10年間～20年間で当社取締役会が定める期間

(2)譲渡制限の解除条件

譲渡制限期間中、継続して、当社グループの取締役又は使用人等（以下「役員等」という）のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象取締役が保有する株式の全てについて、本譲渡制限を解除する。

(3)譲渡制限期間中に、対象取締役が任期満了・定年・雇用等契約の期間満了その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役が、役員等の地位のいずれの地位からも任期満了・定年・雇用等契約の期間満了その他の正当な事由（ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く。）により退任又は退職した場合には、当該退任又は退職した時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役の死亡による退任又は退職の直後の時点をもって譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

払込期日を含む月から対象取締役が退任又は退職した日を含む月（以下「在任月数」という）に応じて、以下に定める算定式により得られる数。

本割当株式数×在任月数／譲渡制限期間の月数

(4)当社による無償取得

当社は、対象取締役が、役員等の地位のいずれの地位からも退任若しくは退職した場合（上記(3)に定める正当な事由による場合若しくは死亡による場合を除く。）、又はその勤務において法令若しくは社内規程に違反する等の非違行為を行ったと認められる場合等には、本割当株式の全部について、当該各事由に該当した時点をもって、当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5)株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結するものとする。また、対象取締役は当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

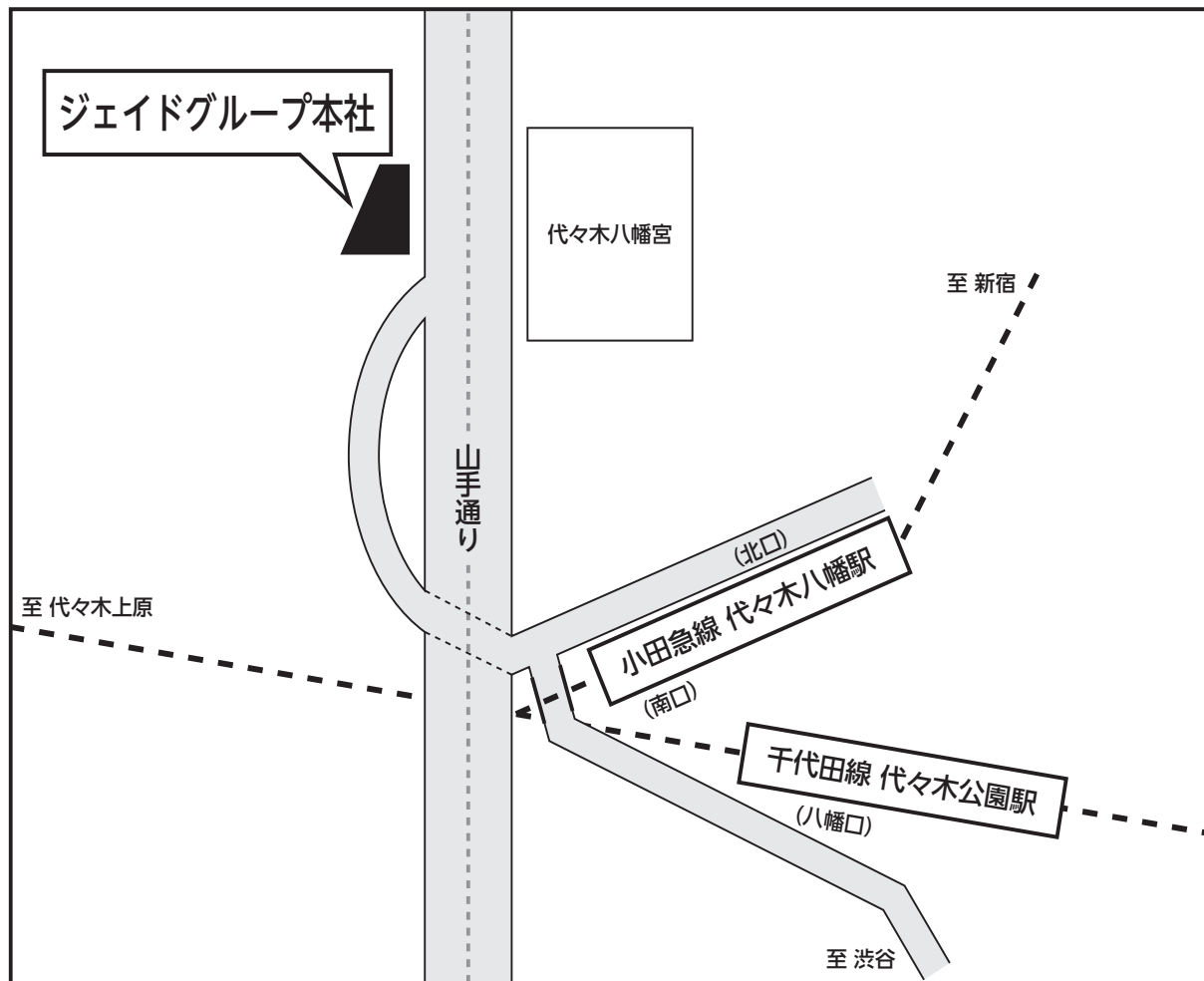
(6)組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において対象取締役の保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区元代々木町30番13号
ONEST元代々木スクエア 7階
電話 (03)5465-8022



〔交通〕 小田急線 代々木八幡駅
地下鉄千代田線 代々木公園駅
徒歩5分

〔お願い〕 会場には駐車場はございませんので、お車でのご来場は
ご容赦賜りたくお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。